

# マイナンバーカード 出張受付サービスのご案内

市職員が皆さんのもとに伺います！

**ご指定の場所で申請を受け付けます  
あとは自宅で受け取るだけ！**

★地域の集まりやサークル、会社や団体の皆さんで <sup>ラクラク♪</sup>  
一緒にマイナンバーカードを作りにませんか★ <sup>ラクラク♪</sup>

市職員がご指定の場所に出向き、**無料の顔写真撮影**を含めたマイナンバーカード申請を受け付けます。約2か月後にマイナンバーカードを**ご自宅で受け取ることができます。**

市役所へお出かけいただくことなくマイナンバーカードを作成できるこのサービスをぜひご利用ください。



## 出張申請の申込について

- 対象団体 ①米子市内の団体等（自治会、各種サークル活動団体など）  
②米子市内に事業所・事務所などを置く事業者等（企業、病院、福祉施設、学校など） 近隣市町村に所在する場合は、ご相談ください。  
**※申込条件について、詳しくはウラ面をご確認ください。**
- 実施日程 申込団体のご担当者様と日程調整させていただきます。  
（平日の午前10時から午後4時までの間の数時間）
- 申込方法 ご希望日の2週間前までに下記のお問い合わせ先まで、電話、電子メール、ファクシミリなどでご連絡ください。

### お問い合わせ先

米子市役所 市民二課市民相談担当  
〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1丁目1番地  
（市役所本庁舎1階 マイナンバーカード特設ブース）  
電話：(0859) 21-8574 ファクシミリ：(0859) 23-5391  
Eメール：shimin-2@city.yonago.lg.jp

※市ホームページから申込書をダウンロードできます。

マイナンバーカード出張受付ホームページ

<https://www.city.yonago.lg.jp/27148.htm>

# 出張申請の申込条件

※すべての条件を満たすことが必要です。

- 対象団体からの申込であること（オモテ面の「対象団体」欄をご確認ください。）
- 申請者本人が米子市の住民登録者であること
- 申請希望者数が概ね5名以上見込まれること  
（5名未満の場合はご相談ください。）
- 申込団体で申請会場・駐車場（車1台分）や受付用机・イス、電源（プリンター用）などを用意できること（会場例：事務所、地域の集会所など）
- 既にマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと
- 申請者本人が申請日から2か月以内に転居・転出する予定がないこと
- 申請者本人（15歳未満のかた及び成年被後見人のかたは法定代理人とともに）が申請会場に来ることができること

## 申請に必要なもの

本人確認書類（次の①を2点、または①と②を各1点ずつの計2点が必要です。）

①顔写真付きのもの

運転免許証、パスポート、障がい者手帳、特別永住者証明書、在留カード、  
運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの） など

②顔写真の無いもの

健康保険証、年金手帳、特別医療受給資格証、後期高齢者医療被保険者証、  
介護保険証 など

その他

- ・住民基本台帳カード（お持ちのかたのみ）
- ・マイナンバー通知カード（紛失されたかたは、出張申請日にお知らせください。）

## 申請受付からカード交付までの流れ

- ①ご予約後、希望日の2週間前までに**必要書類（マイナンバーカード出張申請受付申込書・申請希望者リスト）**を提出していただきます。必要書類は、市ホームページからダウンロードできます。
- ②市職員がご指定の会場（職場等）へ出向き、無料での顔写真撮影、本人確認、申請者本人に記入していただく書類確認、マイナンバーカードのご説明を行います。申請手続き1人あたり20分程度の時間を要します。（20分程度で、2～4人までの同時進行による申請手続きも可能です。）
- ③約2か月後、申請者のご自宅に郵便局から**「本人限定受取郵便」（転送不可）**の封書が届きます。
- ④郵便局と配達日時を調整し、ご自宅でカードを受け取ります。受け取りには、住所・氏名・生年月日が記載された顔写真付き本人確認書類（記載内容が現在の情報であり、有効期限内のもの）が必要となります。※「本人確認書類①顔写真付きのもの」をご参照ください。